

令和6年度

広島市産後ヘルパー派遣事業委託事業者募集案内

令和6年4月

広島市こども未来局こども青少年支援部

1 委託業務名

広島市産後ヘルパー派遣事業

2 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

退院直後で家族等からの十分な家事支援が受けられない母子を対象に、産後ヘルパーを派遣することにより、母親による育児をサポートし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的に産後ヘルパー派遣事業を実施するものである。

このため、産後に母親による家事・育児の支援を行う産後ヘルパー派遣事業を提供できる事業者を広く募集する。

(2) 利用対象者

広島市に住所を有する出産後1年未満の母親と乳児のうち、家族から十分な家事、育児等の支援が受けられない者で、次の各号の要件のいずれかに該当すると認める者とする。ただし、他の制度等により同様の支援を受けることが困難な者に限る。

ア 産後の心身に不調がある者

イ 強い育児不安がある者

ウ 産科医療機関等から出産退院後において、産後の支援が特に必要と認めた者

エ 安定した育児、日常生活が困難な者

オ 多胎児を出産した者

カ その他、特に支援が必要と認めた者

上記アからオにかかわらず、広島市が特に必要と認める場合は、利用対象者とする。

(3) 業務内容

事業者は、利用者の自宅等において以下のサービスを実施する。

ア 家事に関するもの

- ・ 食事の準備・後片付け
- ・ 衣類の洗濯・補修
- ・ 居室等の掃除・整理整頓
- ・ 生活必需品の買い物
- ・ 郵便物の郵送等
- ・ その他必要な家事援助

イ 育児に関すること

- ・ 授乳介助
- ・ おむつ・衣類交換
- ・ 沐浴介助
- ・ 兄弟児の遊び相手等の世話
- ・ その他必要な育児援助

※ 詳細は、別紙「広島市産後ヘルパー派遣事業委託業務仕様書」を参照すること。

(4) 実施要件

事業者は以下の次の要件を満たすものとする。

ア 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者のうち指定居宅介護事業者又は「介護保険法」第 41 条に規定する指定居宅サービス事業者のうち指定訪問介護事業者であること。

なお、社会福祉法人にあっては、予め事業者において、社会福祉法人の指導・監査に係る行政組織に相談の上、本事業を受託することが可能であることを確認すること。

イ 産後ヘルパーとして派遣可能な従業者を有していること。

ウ 産後ヘルパーは次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 訪問介護員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士の資格を有する者又は子育てに関する事業に従事した経験がある者であること。

(イ) 心身ともに健康であること。

(ウ) 育児及び家事に関する援助・指導を適切に実行する能力を有すること。

(エ) 子育てに関する知識又は経験があり、利用者からの相談等に対応できる能力を有していること。

エ 区地域支えあい課及び広島市こども未来局こども青少年支援部と連携・調整を行うことができること。

(5) 契約期間

本事業に関連する令和 6 年度当初予算が議決及び配当された場合において、次のとおりとする。

ア 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

イ 契約締結日※～令和 7 年 3 月 31 日

※ 令和 7 年 1 月 31 日までは年度途中から契約を締結することができる。

(6) 費用について

ア 委託料

広島市は、表 1 の利用料から表 2 の利用者負担額を控除した額を委託事業者を支払う。

(表 1) 利用料

派遣時間	費用
1 時間まで	2,500 円
1 時間を超え 1 時間 30 分まで	3,500 円
1 時間 30 分を超え 2 時間まで	4,400 円

(表 2) 利用者負担額

令和 6 年度については、広島市妊娠出産包括支援事業利用者負担助成事業実施要綱に基づき、事業者を通して利用者負担額の半額を助成するため、利用者負担助成金に相当する額を控除したうえで、利用者負担額の徴収すること。

なお、利用者負担助成金は、事業者から広島市に対する交付申請により、広島市から事業者に対して支払う。

世帯 区分	利用者負担額（派遣時間毎） （消費税及び地方消費税を含む）			事業者が利用者から徴収する金額 （利用者負担助成額を控除した徴収金額）		
	1 時間まで	1 時間を超え 1 時間 30 分まで	1 時間 30 分を 超え 2 時間まで	1 時間まで	1 時間を超え 1 時間 30 分まで	1 時間 30 分を 超え 2 時間まで
1	1,000 円	1,500 円	2,000 円	500 円	750 円	1,000 円
2	500 円	750 円	1,000 円	250 円	375 円	500 円
3	0 円			0 円		

イ キャンセル料

利用希望者の都合によりサービスの提供ができなかった場合、事業者は表 3 のとおり利用者からキャンセル料を徴収することができる。

ただし、利用日の 3 日前の午後 5 時までに利用変更・中止の連絡があった場合は徴収できない。

(表 3) キャンセル料

区分	利用者負担額（派遣予定時間毎） （消費税及び地方消費税を含む）		
	1 時間まで	1 時間を超え 1 時間 30 分まで	1 時間 30 分を 超え 2 時間まで
利用日の 3 日前の午後 5 時までに連絡がなく、利用 変更・中止した場合	460 円	620 円	780 円

3 応募資格

次の項目に掲げる資格をすべて有する者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則※（昭和 39 年広島市規則第 28 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 募集開始日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 広島市競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、募集開始日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 8 年広島市要綱）に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 次の各号のいずれにも該当しない団体であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例※（平成24年広島市条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの
 - イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ※ 広島市契約規則及び広島市暴力団排除条例が掲示されているホームページアドレス
<http://reiki.city.hiroshima.jp/reiki/reiki.html>
- (9) 本事業の実施に当たり、障害者総合支援法又は介護保険法に基づく指定基準を遵守していること。また、社会福祉法人にあっては、指導監査基準に適合していること。

4 応募方法

(1) 応募書類の配付

- ア 配布場所 「6 事業担当課」に同じ。
- イ 配布時間 市役所開庁日の午前9時～午後5時まで

(2) 応募書類の提出

- ア 提出方法
郵送又は持参すること。なお、持参する場合は、予め事業担当課に電話連絡の上、市役所開庁日の午前9時～午後5時までに持参すること。
- イ 提出場所 「6 事業担当課」に同じ。

(3) 応募書類

- ① 広島市産後ヘルパー派遣事業委託事業者申請書（様式1）
- ② 広島市産後ヘルパー派遣事業委託事業者申請にかかる誓約書（様式2）
- ③ 事業者の概要（様式3）
- ④ 広島市産後ヘルパー派遣事業実施事業所の概要（様式4）

(4) 応募上の注意事項

- ア 申請に要する経費は、応募者の負担とする。
- イ 提出された書類については、広島市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。なお、提出された書類については、返却しない。
- ウ 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

5 診査及び結果の通知

応募書類及び必要に応じて実施するヒアリング等により審査を行い、委託事業者を決定する。なお、審査の結果は応募者に通知する。

6 事業担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市役所こども青少年支援部母子保健担当

電 話 082-504-2623 ファクス 082-504-2727

E-mail ko-shien@city.hiroshima.lg.jp